

地区防災計画策定支援業務委託事業者募集要領

1. 業務概要

(1) 業務名

地区防災計画策定支援業務

(2) 業務の目的

従来、防災計画としては国レベルの防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきた。

しかし、過去の災害において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識され、その教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正により、自助及び共助に関する規定が追加された。

その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進する観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された（平成26年4月1日施行）。

本業務は、八尾市においても、災害対策基本法に基づき、地区居住者等が「地区防災計画」を策定するにあたり、地域特性や地区居住者等のニーズの把握、ワークショップの運営、専門家（アドバイザー）の派遣、計画書作成などの支援を行うものである。

(3) 業務内容

別紙「地区防災計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

※仕様書の内容は現時点のものであり、協議の上変更する可能性がある。

(4) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

契約締結日は、令和2年7月上旬頃を予定している。

2. 予算（見積限度額）

2,772,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は次に掲げる事項全てに該当すること。

- (1) 令和2年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登載されていること。
- (2) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (3) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 過去に地区防災計画の策定支援及び被災地等での活動や検証等の実績を十分有していること。

4. 契約までのスケジュール

- 令和2年6月19日（金）募集要領等の公表
- 令和2年6月25日（木）参加申込書等の提出期限
- 令和2年6月26日（金）参加資格審査結果の通知
- 令和2年6月30日（火）質問受付期限
- 令和2年7月 3日（金）質問回答期限
- 令和2年7月 6日（月）企画提案書等の提出期限
- 令和2年7月 7日（火）企画提案書等の審査（書面開催）
- 令和2年7月 8日（水）審査結果の通知

※審査結果の通知後、委託予定者と打ち合わせを行い、契約を締結する。

5. 募集要領等の配布方法

八尾市ホームページからダウンロード。参加申込書等応募に関する様式等についても、ホームページからダウンロードすること。

6. 書類提出先

参加申込及び企画提案に必要な書類については、下記の提出先へ持参により提出すること。なお、いずれの書類も提出期限当日の午後5時までの提出とする。

提出先：〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号

八尾市危機管理課

（開庁時間：午前8時45分～午後5時15分）

7. 参加申込

次の書類を提出すること。

(1) 参加申込書（様式第1号）

※上記参加資格要件（6）に該当する業務の契約書及び同業務の完了を確認できる書類の写し（過去に地区防災計画の策定支援及び被災地等での活動や検証等の実績を有していることがわかるもの）を添付すること。

(2) 提案者調書（様式第2号）

(3) 誓約書（様式第3号）

8. 参加資格審査

参加資格審査の結果は、各応募者へ電子メールにより通知する。

9. 質疑・回答

質問は、電子メール（様式任意 Word 形式）にて質問受付期限までに提出すること。電話や窓口訪問による口頭での質問は一切受け付けない。全ての質問及び回答は、電子メールにより全応募者に対して通知する。ただし、参加資格を有することを認められないとされた応募者からの質問については回答しない。

提出先メールアドレス：kikikanri@city.yao.osaka.jp

（八尾市危機管理課 災害対策担当）

10. 企画提案書の提出

（1）提出書類

次の書類を提出すること。

- ① 企画提案書かがみ（様式第4号） 1部
- ② 企画提案書（様式自由） 原本1部＋副本5部
 - ・企画提案書はA4縦版、20ページ以内（イメージや資料含む。表紙及び経費見積は除く）とする。
 - ・副本には事業者名を記載しないこと。

（2）提案内容

下記の項目を記載すること。なお、企画提案書の「8. 経費」については、見積額のみを記載し、見積書の添付は省略とする。

項目	記載内容
1. 実施体制	業務実施にあたっての人員配置、指揮体制等。主担当者が本業務と並行して担当する予定の業務の量。
2. 法人の業務実績	法人の地区防災計画の策定支援実績や被災地等での活動や検証等の実績。
3. 主担当者の実績	主担当者の氏名。主担当者の地区防災計画策定支援業務の経験及び実績。
4. 本市の地域特性及び災害特性	本市の地域特性及び災害特性や課題。
5. 地区防災計画に関する提案	業務の実施方針、実施手順、その他の提案事項等について下記を踏まえて記載。 (1) 本市の地域特性及び災害特性、過去の災害被災地の状況等を踏まえ、地区防災計画策定のための具体的な項

	目の提案。 (2) 分かりやすく効果的な計画となるような工夫や提案。
6. 会議運営支援等 及び報告書に関する提案	地区防災計画策定会議の運営支援についての提案。また、報告書の構成等に関する提案。
7. スケジュール	具体的な業務スケジュール
8. 経費	提案内容を実施するために必要な経費を経費見積書として別添。

※次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

- ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ・ 提案内容に虚偽がある場合
- ・ 応募者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

※企画提案書は、一括して持参により提出する。分割提出は認めない。

※1者につき1提案とする。

※提出期限後の追加及び修正は原則認めない。

11. 選定方法

選定については、「地区防災計画策定支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、評価基準に基づき、書類審査を経て総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を委託予定者として選定する。

ただし、事業者選定までに、この募集要領における、提案参加資格の要件を満たさなくなった場合、及び失格事項に該当することとなった場合は、選定の対象外となる。

なお、プレゼンテーション審査については、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から実施しないこととする。

12. 選考基準

書類審査において、獲得点数が合計点の5割以上であること。獲得点数が合計点の5割未満の提案者は失格とする。

また、見積金額が提案上限額を超えていないこと。上限額を超えている場合は失格とする。

13. 評価基準及び配点

次の事項について評価する。

<書類審査>

- ① 本業務を迅速に遂行し得る体制、人員配置を整えているか。また、主担当者が本業務と

- 並行して担当する予定の業務の量は妥当か。(5点)
- ② 法人に地区防災計画の策定支援実績や被災地等での活動や検証等の実績が十分あるか。(20点)
 - ③ 主担当者に地区防災計画の策定支援実績や被災地等での活動や検証等の実績は十分あるか。また、担当職員が本業務遂行への強い意欲及び必要な能力及び高い専門性を有しているか。(20点)
 - ④ 本市の地域特性や災害特性及び課題について十分理解しているか。(10点)
 - ⑤ 本市の地域特性及び災害特性、過去の災害被災地の状況等を踏まえ、地区防災計画の策定のための具体的な項目の提案がされているか。また、妥当性・実現性のある提案となっているか。(20点)
 - ⑥ 分かりやすく効果的な計画となるような工夫や提案はあるか(5点)
 - ⑦ 地域での会議の運営支援について、業務内容を的確に把握しており、運営支援体制や意見集約について妥当な提案であるか。また、報告書の構成等に関する提案は優れているか。(10点)
 - ⑧ スケジュールが具体的に設定され、仕様書に基づいて業務内容を的確に把握した、実現性・妥当性のある提案となっているか。(5点)
 - ⑨ 提案内容を実施するにあたり、適切かつ安価であるか。(5点)

14. 審査結果

審査終了後、市のホームページ上に委託予定者名を公表する。なお、各応募者へは、郵送により審査結果を通知する。

15. その他

- ・提出書類は応募者へ返還しない。
- ・提出書類等は、八尾市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として公開する場合がある。
- ・提出書類等の作成及び提出に関するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・応募を取り下げる場合は、速やかに文書(様式任意)にて連絡すること。辞退することにより不都合な取り扱いはしない。
- ・選定後、契約締結までに、八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた場合は失格とする。
- ・選定会議において決定された委託予定者と、随意契約に向けた交渉を進めることとするが、交渉が整わない場合は、あらためて次点候補者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- ・八尾市財務規則(昭和39年規則第33号)第120条第2号の規定により契約金額の

100分の5以上の契約保証金を要する。ただし、同規則第122条のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する場合がある。

- ・実際に契約を締結する際には、仕様書等の内容が一部変更となる場合がある。

16. 担当課

八尾市危機管理課 災害対策担当

連絡先：TEL 072-924-9870 / FAX 072-924-3968

電子メール kikikanri@city.yao.osaka.jp